

社労士 AI 通信

あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の写真～ドイツ連邦議会（下院）選挙】

9月22日、ドイツの下院にあたる連邦議会で4年に一度の選挙が行われ、メルケル首相の率いるキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）が歴史的な勝利を収め、メルケル首相の3期目の続投が確実なものとなりました。

この写真は先日メルケル首相がフランクフルトで演説を行ったときのもので、広場は党旗やメルケル首相の愛称「アンジー」のプラカードを掲げた聴衆で埋め尽くされ、その中でメルケル首相は笑み一つ浮かべず、こぶしを振り上げて大演説。その後は大画面にはためくドイツ国旗を仰ぎ全員で国歌斉唱…。その迫りに圧倒されるとともに、普段の生活ではあまり気づかないドイツ国民の強い愛国心と誇りを感じた選挙期間でした。

【今月のトピックス】

- 今月の写真～ドイツ連邦議会（下院）選挙
- 地域別最低賃金が改定されます
- お気楽OL AI子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 人事労務ご担当者のためのお仕事カレンダー
- セミナー情報



地域別最低賃金が改定されます

使用者が労働者に払う賃金の最低額「最低賃金」の地域別金額が出そろい、10月以降に改定されます。安倍政権にとって賃上げは重要課題の一つであり、全都道府県で、3年ぶりとなる11円以上の引き上げとなりました。また、最低賃金で働いた場合の収入が生活保護の給付水準を下回る「逆転現象」は11都道府県中、北海道を除く10都府県で解消されました。

＜ 最低賃金は2種類あります ＞

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。働いている事業場の産業が「特定（産業別）最低賃金」の対象である場合は、「特定（産業別）最低賃金額」が適用されます。ただし、「地域別最低賃金額」が「特定（産業別）最低賃金額」を上回る場合は、「地域別最低賃金額」が適用されます。

＜ 参考 ＞ （URLは短縮しています）

- * 都道府県最低賃金早見表 <http://goo.gl/J6r4V>
- * 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>
- * なるほどQ&A正しく知ろう！最低賃金 <http://goo.gl/zJBhed>

なるほどQ&A
**正しく知ろう！
最低賃金**

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省

【お気楽OL A | 子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのA | 子（アイコ）に手を焼く先輩U | 子（ユウコ）。今月は何が！？



第18回：休職規定（該当する法律なし）

お気楽A | 子：「すみませーん、U | 子さん、お話があるんですけどお〜」

先輩U | 子：「なあに（どうせロクでもないことよね）」

お気楽A | 子：「なんか最近、夜、眠れなくて〜食欲もないしー、病院行ったんです〜」

先輩U | 子：「で大丈夫なの？（こないだ定食大盛り頼んでたじゃない。しかも工作中、居眠りしてるくせに）」

お気楽A | 子：「そしたらあ、なんと『うつ病のため加療を要する。休職3ヵ月』って診断書が出たんです〜。私、めっちゃ責任感あるじゃないですか〜。だからホントはちょー働きたいんですけどお、お医者さんに止められたらしょうがないですよ〜ですから明日から来ませ〜ん。これ診断書〜」

先輩U | 子：「あっそういえば、うちの就業規則って休職の規定なかったよね。ってことはもう退職するしかないか」

お気楽A | 子：「マジでえ？…あっ急に元気出てきましたあ。やーねーあの医者きつとヤブだわ〜」

先輩U | 子：「……」

最近多いのが、さまざまな理由をつけて、一時期、休職しようとする不良社員の相談。もちろん、きちんと理由がある病気・ケガであればお休みさせてほしいのですが、近ごろよくあるのが入社してすぐに、「なんとなく仕事もおもしろくないし、しばらく仕事したくないなあ。でも会社を辞めちゃったら次に働き口もないし、とりあえず心療内科にでも行って診断書もらって休職して、その間は傷病手当金をもらおう♪」という不逞の輩。休職に関しては、そもそも法律上の規定はなく、会社の義務はありません。少なくとも、「1年未満の社員には休職は適用しない」「同じもしくは類似の病名での休職は1回限り」など、就業規則できっちりルールを定めて、不良社員が悪用する隙を与えないようにしていきましょう！！



コーヒーブレイク〜不思議総合研究所より〜

いしげきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国のおもしろスポットについてご案内いたします。

第18回：神魂（かもす）神社（島根県松江市）

日本で一番有名な神社、と聞いていいほど日本国民に広く知られ、いわゆる恋愛に効く、といわれるのが「出雲大社」。島根県の出雲地方では、9月は「神無月（かんなづき）」といわずに「神在月（かみありづき。神さまが一堂に集まる月だからだそうです）」ともいわれるくらい、島根にはこの出雲大社を始め、たくさんの有名な神社があります。

その数多くのこの地域の神社をひととおり回った中で、わたしが唯一パワーを感じたのが「神魂（かもす）神社」。一見、素朴な感じで地味な印象ですが、石畳を登って本殿に近づくと…

とても暖かさを感じる神社です。出雲大社はもちろん霊験あらたかなのでしょうが、はっきりいって広すぎて、人もたくさん参拝に来ているので、わたしには今一つピンとこなかったのですが、この神魂神社には間違いなく、いると思います（な、なにが？）。まあ、名前からして「神の魂」ですからね♪

しかしながらこの神魂神社も、スピリチュアルカウンセラー江原啓之さんの執筆する本にパワースポットとして紹介されてしまったから、お守りを買うようになってしまったりして、少し場が乱れたりし始めているようです。明治神宮の清正井のように有名になって行列ができる前に、行くならみなさま、今がチャンス！！





人事労務ご担当者のための
10月のお仕事カレンダー

日付	10月の業務内容
10月1日(火)	大学生への採用内定の通知開始
10月1～7日	全国労働衛生週間 参考：平成25年度「全国労働衛生週間」 https://www.iisha.or.jp/campaign/eisei/index.html
10月1～31日	高齢者雇用支援月間
10月10日(木)	一括有期事業開始届(建設業)届出 参考：電子政府の総合窓口イーガブ http://goo.gl/2m2Qw (URLを短縮しています)
10月10日(木)	9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考：国税庁 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
10月31日(木)	継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第2期分) ※口座振替を利用しない場合 参考：労働保険料の申告納付 http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm
10月31日(木)	労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月～9月の労災事故報告) 参考：労働災害が発生したとき http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai/index.html
10月31日(木)	9月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考：日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789

《今月の確認事項》

- * 定時決定結果の反映…従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。参考：<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1974>
- * 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります。
参考：最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

【いしげきのセミナー情報】☆10月開催予定☆

★派遣元責任者講習会 ～労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントを網羅！～

日 程：10月9日(水) 10:00～17:00
10月16日(水) 10:00～17:00
10月24日(木) 12:30～18:30

会 場：新宿センタービル46階 エイジェック内

受講料：一般：8,000円 / 登録会員：7,000円 (教材費、税込)

お申込みの際に阿河もしくは石関の紹介とお伝えいただくと、登録会員料金での受講が可能です。

＜お問い合わせ・ご相談＞

「社労士 AI 通信」のバックナンバーは So-net が運営する SOHO・個人事業主の事業支援サイト
「Smart SoHo」において好評掲載中！ <http://smartsoho.so-net.ne.jp/ainews/archive.html>

いしげきマネジメント・オフィス
特定社会保険労務士 石関 裕子
TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976
E-mail : info@sr-ishizeki.jp
<http://www.sr-ishizeki.jp/>



社労士 AI 通信編集 阿河 敬子
特定社会保険労務士 休業中
2012年12月よりドイツ フランクフルト在住
E-mail : info@qualitas-sr.jp



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI (エーアイ) 通信・第18号」はお楽しみいただけましたでしょうか。いつの間にか涼しくなり、今年も残すところ3カ月。年々、月日経つのが早く感じられ、この調子だと2020年東京オリンピックもあつという間にやってきそうですね。「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります！！